



分野	項目	内容(注)	対象	行政処分等の有無(注)	施行時期	
3 水質汚濁対策	(12)事故時の応急措置等	特定の事業者は、事故等によりばい煙等の大気への排出により、若しくは有害物質又は油の公共用水域への排出又は地下への浸透により、人の健康又は生活環境に係る被害が生じるおそれがあるときは、応急措置を実施し、知事に報告しなければならない。	《特定の事業者》 条例の大気・水質関係特定施設を設置する者 P R T R 法届出対象事業者	勧告	16.4.1	
	(13)一定規模以上の土地改変者による土地履歴調査・汚染推定時の土壤汚染確認調査の実施等	一定規模以上の土地改変者は、土地履歴調査を実施し、その結果を知事に報告しなければならない。 土地改変者は、土地履歴調査の結果、過去に有害物質取扱事業場の設置の事実が判明したときは、土壤汚染確認調査を実施し、その結果を知事に届け出なければならない。 土地改変者は、土壤汚染確認調査の結果が基準に適合しない場合は、汚染拡散防止計画書を作成し、知事に提出するとともに、計画の内容に従って必要な措置を実施しなければならない。	一定規模以上の開発等の土地改変者..都市計画法の開発行為の許可を要するもの、宅地造成等規制法の許可を要するもののうち、その規模が1,000m <sup>2</sup> 以上の土地改変者	勧告 公表	16.10.1	
5 化学物質対策	(14)事業者による化学物質の自主管理	化学物質を取り扱う事業者は、化学物質の管理体制を整備し、適正な管理を行うよう努めなければならない。	全ての化学物質取扱事業者	無	公布日	
	(15)事業者による化学物質自主管理計画書の作成・公表	PRTR 法届出対象事業者は、化学物質自主管理計画書を作成しなければならない。 PRTR 法届出対象事業者は、化学物質自主管理計画書を公表しなければならない。	P R T R 法届出対象事業者(第一種指定化学物質の年間取扱量が1 t 以上の事業者)	無	16.10.1	
6 廃棄物・リサイクル対策	【廃棄物リサイクルの推進】 (16)県によるリサイクル製品の普及促進支援	県は、県の事業又は事務において、リサイクル製品を率先して使用・購入するように努めるものとする。 事業者及び県民は、事業活動及び日常生活において、リサイクル製品の使用・購入に努めるものとする。 知事は、リサイクル製品の登録制度を設け、事業者からの申請により当該製品を登録し、公表するものとする。	県、全ての事業者・県民、県内リサイクル製品製造業者	リサイクル製品の登録の取消し	公布日	
		県は、前年度における登録リサイクル製品の使用・購入状況を公表しなければならない。			16.4.1	
	【産業廃棄物適正処理対策】 (18)事業者の責務	(17)一定規模以上の事業者の産業廃棄物処理計画書の作成・知事への報告・公表	産業廃棄物を一定量以上排出する事業者(多量排出事業者)は、産業廃棄物処理計画書を作成し、知事に提出しなければならない。 多量排出事業者は、産業廃棄物処理計画書に基づいて実施した措置等について実施状況報告書を作成し、知事に提出しなければならない。 知事は、多量排出事業者から提出された産業廃棄物処理計画書及び実施状況報告書を公表するものとする。	一定量以上の産業廃棄物の排出事業者 【規則】年間排出量500 t 以上の排出事業者(法対象の1,000 t 以上の排出事業者は対象外)	無	16.4.1
		(19)産業廃棄物処理業者による情報の公開	事業者は、産業廃棄物の処理を委託しようとするときは、受託者が当該産業廃棄物を適正に処理する能力を備えていることを確認しなければならない。	全ての産業廃棄物排出事業者	勧告	16.4.1
(20)知事による産業廃棄物処理に関する情報の提供	産業廃棄物処理業者は、自己の産業廃棄物の処理に関する情報の公開に努めなければならない。	産業廃棄物処理業者	無	公布日		
(20)知事による産業廃棄物処理に関する情報の提供	知事は、産業廃棄物処理業者の処理に関する情報の提供に努めるものとする。	県	無	公布日		
7 環境教育・環境学習の推進	(21)環境教育・環境学習の推進及び自主的な活動の推進	県は、市町村と連携し、事業者・県民等が自主的に行う生活環境の保全に関する活動が促進されるよう、知事が定める環境学習に関する方針に基づき、指導者の育成、情報の提供等環境に関する教育・学習を推進するものとする。 事業者・県民等は、生活環境の保全に関する理解を深めるとともに、自主的な活動に積極的に取り組むように努めるものとする。	県、全ての事業者・県民等	無	公布日	